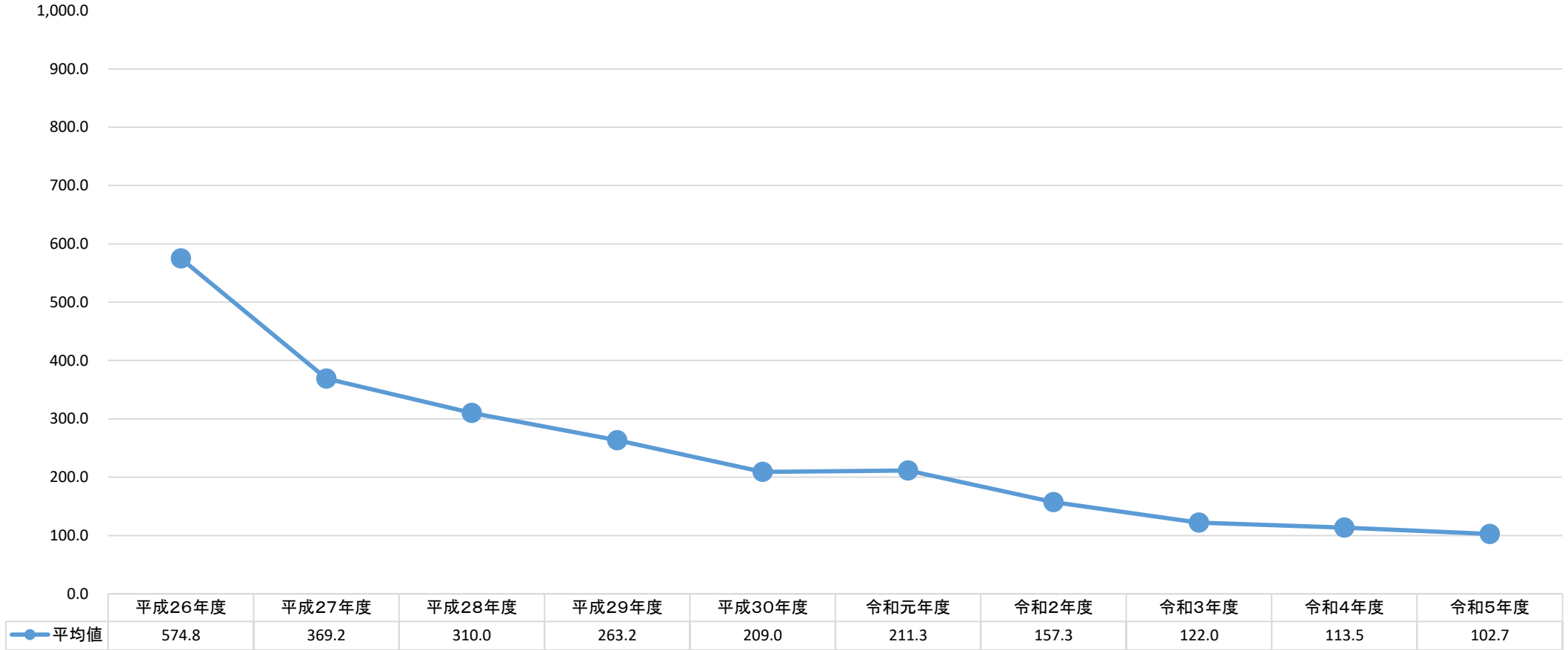


## 混合灰(Cs134及びCs137の計) 平均値



※測定値が検出下限値未満(不検出)である場合は、検出限界濃度を用いて計算しています。

**混合灰とは**…主灰(ごみを燃やした際に発生する燃えがら)と飛灰(ろ過式集じん器等で補修した排ガスに含まれているダスト)を混ぜ合わせたもの。

※参考  
焼却灰等の取扱いに関する国の基準

Cs134及びCs137の合計	保管・処理の概要
100,000Bq/kg超	放射線を遮蔽できる施設で保管
100,000Bq/kg以下～8,000Bq/kg超	水との接触を防止し、長期間耐久性のある容器に入った状態で埋立てる等、特に対策を講じて管理型最終処分場に埋立処分。
8,000Bq/kg以下	管理型最終処分場に埋立処分。